

チツソ、30日に答弁書

水俣病裁判、実質審理へ

水俣病患者家庭互助会の訴訟派（鹿児島県会長、二十八世孫百十二人）から、総額六億四千万円の損害賠償請求の訴えが出されている水俣病裁判の第一回口頭弁論は十月十五日、熊本地裁で行なわれるが、これに対するチツソ株式会社（本社東京、江頭善社長）の弁護団は三十日、同地裁に答弁書、準備書面を提出する予定である。

答弁書の内容は、請求棄却を求め、特に原告側が強調している過失行為については反論することになる、という。これで同裁判は、原告、被告双方の主張が出そろったことになり、同裁判はいよいよ実質審理にはいることになる。

チツソ側は、原告側が六月十四日損害賠償請求の訴えを起してから第三、二、一、和智電一、塚本安平弁護士ら八弁護士を代理人に、応訴準備を進めていたが、熊本地裁から全付簡に対し、今年十五日まで応訴準備の提出を求められていた。

た。このため、同弁護団は三十日、同地裁に書類を提出する。原告側の訴状によると、チツソ水俣工場は、アセチレンから水銀触媒を用いて、アセトアルデヒドを合成していたが、その製造工程で生じる廃液を、二十七年から四十二年六月まで工場周辺の海域に放出していた。このため、廃液中

に含まれていた硫酸水銀や、メチル水銀などで魚介類が汚染し、この魚介類を多量に摂取した人たちの体内に、メチル水銀が蓄積、水俣病にかかった。被告である同工場は、危険防止の義務を怠ったとして、精神的苦痛に対する慰謝料として六億四千万円を支払えとしていた。

公害裁判は、新潟の第二水俣病、四日市セレンコ、富山のイタイイタイ病と水俣病の四つの裁判があるが、水俣病の原告、チツソ側がすでに見舞い金が支払われており、この点他の公害裁判とは異なっている。しかし、チツソ側は今度の裁判で、過失行為について反論するものとみられ、結審までにはかなりの時間がかかりそうである。

塚本安平弁護士の話。答弁書、準備書面は三十日提出する。内容はそれとさき発表することになるが、むろん損害賠償請求棄却を求めるものとなる。

チツソ側は、原告側が六月十四日損害賠償請求の訴えを起してから第三、二、一、和智電一、塚本安平弁護士ら八弁護士を代理人に、応訴準備を進めていたが、熊本地裁から全付簡に対し、今年十五日まで応訴準備の提出を求められていた。

た。このため、同弁護団は三十日、同地裁に書類を提出する。原告側の訴状によると、チツソ水俣工場は、アセチレンから水銀触媒を用いて、アセトアルデヒドを合成していたが、その製造工程で生じる廃液を、二十七年から四十二年六月まで工場周辺の海域に放出していた。このため、廃液中

に含まれていた硫酸水銀や、メチル水銀などで魚介類が汚染し、この魚介類を多量に摂取した人たちの体内に、メチル水銀が蓄積、水俣病にかかった。被告である同工場は、危険防止の義務を怠ったとして、精神的苦痛に対する慰謝料として六億四千万円を支払えとしていた。

公害裁判は、新潟の第二水俣病、四日市セレンコ、富山のイタイイタイ病と水俣病の四つの裁判があるが、水俣病の原告、チツソ側がすでに見舞い金が支払われており、この点他の公害裁判とは異なっている。しかし、チツソ側は今度の裁判で、過失行為について反論するものとみられ、結審までにはかなりの時間がかかりそうである。

塚本安平弁護士の話。答弁書、準備書面は三十日提出する。内容はそれとさき発表することになるが、むろん損害賠償請求棄却を求めるものとなる。